

資料 1

8 消安第 3410 号

令和 8 年 9 月 9 日

食品安全委員会

委員長 祖父江 友孝 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき次に掲げる物を飼料添加物として指定するとともに、同法第 3 条第 1 項の規定に基づき当該飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準並びに当該飼料添加物を含む飼料に係る飼料一般の製造の方法の基準を設定すること。

α －ガラクトシダーゼ・キシラナーゼ



(参考)

α -ガラクトシダーゼ・キシラナーゼの飼料添加物としての指定並びに基準及び規格の設定に関する食品健康影響評価の意見聴取について

1. 経緯

α -ガラクトシダーゼ・キシラナーゼは、 α -ガラクトシダーゼ及びキシラナーゼの合剤である。 α -ガラクトシダーゼは α -ガラクトシドを加水分解する酵素であり、キシラナーゼはキシランを加水分解する酵素である。これらの酵素により、飼料中に含まれる非デンプン性多糖類の分解が促進され、飼料効率の向上が期待される。

国内において、 α -ガラクトシダーゼは、飼料添加物としての指定はない。また、キシラナーゼについては、*Trichoderma longibrachiatum* 由来のキシラナーゼが、平成 10 年に飼料添加物として指定されている。

今般要望のあったものは、*Aspergillus tubingensis* 由来の α -ガラクトシダーゼと、*Trichoderma orientale* 由来のキシラナーゼとの合剤である。なお、生産菌株はいずれも遺伝子組換え体ではない。

海外においては、EU でブロイラー及び七面鳥等を対象とした飼料添加物として既に使用が認められているほか、アジア、中南米、中東及びアフリカの複数の国においても、鶏や豚等を対象に使用が認められている。

また、本件については、令和 8 年 6 月 5 日に農業資材審議会から適当である旨の答申を得ている。

2. 改正の概要

α -ガラクトシダーゼ・キシラナーゼを飼料添加物として指定し、製造用原体及び製剤に係る成分規格及び基準を設定する。また、本飼料添加物を含む飼料一般の製造の方法の基準を設定する。

なお、本飼料添加物については、有効性及び安全性に関する試験が合剤を用いて実施されていることから、合剤として指定することとする。

また、本飼料添加物の用途は、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進とし、対象家畜はブロイラーとする。

3. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正等必要な手続を進める。